

○国土交通省告示第 号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条の三第一項の規定に基づき、同項に規定する確認審査等に関する指針を次のように定める。

平成十九年 月 日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

確認審査等に関する指針

第一 確認審査に関する指針

建築基準法（以下「法」という。）第六条第四項及び法第十八条第三項（これらの規定を法第八十七条第一項、法第八十七条の二並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する審査並びに法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による確認のための審査（以下八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による確認のための審査（以下「確認審査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項にお

いて準用する場合を含む。以下同じ。)若しくは法第六条の二第一項の規定による確認の申請書の提出又は法第十八条第二項(法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

- 一 建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。)第一条の三、第二条の二又は第三条(これらの規定を施行規則第三条の三第一項から第三項まで又は施行規則第八条の二第一項、第六項若しくは第七項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する申請書又は通知書の正本一通及び副本一通(法第六条第五項、法第六条の二第三項又は法第十八条第四項に規定する構造計算適合性判定(以下単に「構造計算適合性判定」という。)を要する場合にあつては、副本二通)並びにこれらに添えた図書及び書類(第五項第三号において「申請書等」という。)の記載事項が相互に整合していることを確かめること。

二 申請又は通知に係る建築物が、建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第三条第一項(同条第二項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。)、第三条の二第一項(同条第二項において準用する

同法第三条第二項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）若しくは第三条の三第一項（同条第二項において準用する同法第三条第二項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）に規定する建築物又は同法第三条の二第三項（同法第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく条例に規定する建築物である場合にあつては、施行規則別記第二号様式による申請書の第二面及び施行規則別記第三号様式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第四十二号様式による通知書の第二面に記載された設計者及び工事監理者が、それぞれ同法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築士又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築士であることを確かめること。

三 申請書又は通知書の正本に添えられた図書に当該図書の設計者の記名及び押印があることを確かめること。

四 申請又は通知に係る建築物、建築設備又は工作物（以下第一において「申請等に係る建築物等」という。）が、次のイ又はロに掲げる建築物、建築設備又は工作物である場合にあつては、それぞれ当該イ又はロに掲げる書類が添えられていることを確かめること。

イ 法第六十八条の十第一項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の認定を受けた型式（以下「認定型式」という。）に適合する部分を有するものとする建築物、建築設備又は工作物
認定型式の認定書の写し

ロ 法第六十八条の二十第一項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する認証型式部材等（以下単に「認証型式部材等」という。）を有するものとする建築物、建築設備又は工作物
認証型式部材等に係る認証書の写し

五 申請又は通知に係る建築物が建築士による構造計算によってその安全性を確かめられたものである場合にあつては、次に定めるところによること。

イ 建築士法第二十条第二項に規定する証明書（以下単に「証明書」という。）の写しが添えられていることを確かめること。

ロ 証明書の写し及び施行規則第一条の三第一項第一号の表三の各項（施行規則第三条の三第一項又は施行規則第八条の二第一項において準用する場合を含む。）に規定する構造計算概要書（以下単に「構造計算概要書」という。）に構造計算の種類が記載されていることを確かめ、当該建築物の計画が

構造計算適合性判定を要するものであるかどうかを判断すること。

3 申請等に係る建築物等の計画が、法第六条第一項（法第六条の三第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する建築基準関係規定（以下単に「建築基準関係規定」という。）に適合するかどうかの審査（法第二十条第一号から第三号までに定める基準（同条第一号、第二号イ又は第三号イの政令で定める基準に従った構造計算によって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの審査（次項において「構造計算の確認審査」という。）を除く。）は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 施行規則第一条の三第一項の表一及び表二、同条第四項の表一、第二条の二第一項の表並びに第三条第一項の表一及び表二の各項の(5)欄（これらの規定を施行規則第三条の三第一項又は施行規則第八条の二第一項において準用する場合を含む。）に掲げる図書に記載されたこれらの欄に掲げる明示すべき事項に基づき、建築基準関係規定に適合しているかどうかを審査すること。ただし、施行規則第一条の三第五項各号、第二条の二第二項各号又は第三条第四項各号（これらの規定を施行規則第三条の三第一項から第四項まで又は施行規則第八条の二第一項、第六項若しくは第七項において準用する場合を含む。）

）の規定により添えることを要しないとされた図書及び明示することを要しないとされた事項については、この限りでない。

二 認定型式の認定書の写しが添えられたものにあつては、当該認定に係る建築物の部分又は工作物の部分の計画が認定型式に適合していることを確かめること。

三 認証型式部材等に係る認証書の写しが添えられたものにあつては、申請等に係る建築物等が有する認証型式部材等が当該認証型式部材等製造者により製造されるものであることを確かめること。

四 法第六十八条の二十六第一項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する構造方法等の認定に係る認定書の写しが添えられているものにあつては、申請又は通知に係る建築物若しくはその部分、建築設備又は工作物若しくはその部分の計画が当該認定を受けた構造方法等によるものであることを確かめること。

五 申請等に係る建築物等が、法第八十六条の七各項（これらの規定を法第八十七条第四項並びに法第十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。この号において同じ。）の規定によりそれぞれ当該各項に規定する増築等をする建築物又は工作物である場合にあつては、当該各項に規定する規定が

適用されない旨が明示された図書により、申請等に係る建築物等が法第八十六条の七各項に規定する規定の適用を受けないものであることを確かめること。

六 法第八十六条の八第一項に規定する認定に係る認定書及び添付図書の写しが添えられている場合にあっては、申請等に係る建築物等の計画が認定を受けた全体計画と同一のものであることを確かめること。

七 法第九十三条第一項ただし書に規定する場合以外の場合にあっては、同項本文の規定により申請又は通知に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあっては、市町村長。）又は消防署長の同意を得ること。

八 申請等に係る建築物等が、法第三十九条第二項、第四十条（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第四十三条第二項、第四十九条から第五十条まで又は第六十八条の二第一項（法第八十条第二項において準用する場合を含む。）、若しくは第六十八条の九第一項の規定に基づく条例（法第八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。）又は第六十八条の九第二項の規定に基づく条例の規定の適用を受ける建築物、建築設備又は工作物である場合

にあつては、第一号の規定によるほか、施行規則第一条の三第七項、第二条の二第四項又は第三条第六項（これらの規定を施行規則第八条の二第一項、第六項又は第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特定行政庁が申請書に添えるべき図書として規則で定める図書に記載すべきものとされる事項が記載された図書により当該条例の規定に適合しているかどうかを審査すること。

4 構造計算の確認審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 申請又は通知に係る建築物の安全性を確かめるために行った構造計算の種類が、当該建築物の構造又は規模に照らして建築基準法第二十条に適合していること並びに証明書の写し及び構造計算概要書の記載事項と整合していることを確かめること。

二 次のイからニまでに掲げる構造計算の区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定めるところにより審査を行うこと。

イ 法第二十条第一号の規定に基づき建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第八十一条第一項に規定する基準に従った構造計算 申請又は通知に係る建築物の計画が、同号の規定に基づく国土交通大臣の認定に係る認定書の写しにより、当該認定を受けた構造方法

によるものであることを確かめ、かつ、構造図その他の申請書又は通知書に添えられた図書及び書類の記載事項と整合していることを確かめること。

ロ 法第二十条第二号イの規定に基づき令第八十一条第二項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるもの 次に定めるところにより行うこと。

(1) 法第六条第五項、法第六条の二第三項又は法第十八条第四項の規定により構造計算適合性判定を求める前においては、次に定めるところによること。

(i) 別表(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表(ウ)欄に掲げる図書に基づき、同表(ハ)欄に掲げる審査すべき事項について審査すること。

(ii) (i)の場合において、別表(ニ)欄に掲げる判定すべき事項のうち、構造計算適合性判定において留意すべきものがある場合にあつては、施行規則第二条第二項第二号（施行規則第三条の四第四項又は施行規則第八条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類を添えて構造計算適合性判定を求めること。

(2) 法第六条第八項若しくは第九項、法第六条の二第五項若しくは第六項又は法第十八条第七項若し

くは第八項の規定による構造計算適合性判定の結果を記載した通知書（以下「判定結果通知書」という。）の交付を受けた後においては、次に定めるところによること。

(i) 判定結果通知書に構造計算が適正に行われたものである旨が記載されているかどうかを確かめること。

(ii) 構造計算適合性判定の結果に基づき、別表(ロ)欄に掲げる判定すべき事項について審査すること。
。この場合において、第二第四項第三号の規定により判定結果通知書に記載された構造計算適合性判定における所見について確かめること。

ハ 法第二十条第二号イ又は第三号イの規定に基づき令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの ロに定めるところにより行うこと。
。この場合において、国土交通大臣の認定を受けたプログラムの当該認定に係る認定書の写しの内容を確かめるとともに、別表(ハ)欄に掲げる審査すべき事項及び同表(ロ)欄に掲げる判定すべき事項のうち、国土交通大臣によるプログラムの認定に当たり国土交通大臣が指定した図書以外の図書に係る審査すべき事項及び判定すべき事項については、その審査を省略することができるものとする。

二 法第二十条第三号イの規定に基づき令第八十一条第三項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるもの ロ(1)(i)に定めるところにより行うこと。ただし、施行規則第一条の三第一項第一号ロ(2)(施行規則第三条の三第一項又は施行規則第八条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づく国土交通大臣の認定に係る認定書の写しが添えられたものにあつては、申請又は通知に係る建築物又はその部分の計画が当該認定を受けた建築物又はその部分に適合することを確かめるとともに、当該認定の際に国土交通大臣が指定した構造計算の計算書により審査すること。

5 前三項の規定によるほか、確認審査の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

一 前三項の審査において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該計画に係る申請者又は通知をした国の機関の長等（以下この項において「申請者等」という。）に法第六条第四項、法第六条の二第一項又は法第十八条第三項に規定する確認済証を交付すること。

二 前三項の審査において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認め

ときは、法第六条第十三項、法第六条の二第九項又は法第十八条第十二項（これらの規定を法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が建築基準関係規定に適合しない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。

三 前三項の審査又は第二第四項第四号の規定による通知を受けた場合において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないときは、法第六条第十三項、法第六条の二第九項又は法第十八条第十二項の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書（以下この号において「適合するかどうかを決定できない旨の通知書」という。）を交付すること。この場合において、次のイ又はロに掲げる場合に該当するときは、当該イ及びロの区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定めるところによるものとする。

イ 申請書等に軽微な不備（誤記、記載漏れその他これらに類するもので、申請者等が記載しようとした事項が容易に推測される程度のものをいう。）がある場合 適合するかどうかを決定できない旨の

通知書の備考欄に次に掲げる事項を記載するとともに、申請者等に対して相当の期限を定めて申請書等の補正を求めること。この場合において、補正が行われたときは、補正された申請書等について前三項の規定による審査を行うこと。

(i) 当該軽微な不備について補正を求める旨

(ii) 補正の期限

(iii) 適合するかどうかを決定できない旨の通知書を交付した日から申請書等の補正が行われた日まで
の日数は、法第六条第四項、法第六条第八項、第九項及び第十二項、法第六条の二第五項及び第六項並びに法第十八条第七項、第八項及び第十一項に規定する期間に含まれない旨

ロ 申請書等の記載事項に不明確な点がある場合 適合するかどうかを決定できない旨の通知書の備考欄に次に掲げる事項を記載するとともに、申請者等に対して相当の期限を定めて当該不明確な点を説明するための書類（以下この号において「追加説明書」という。）の提出を求めること。この場合において、追加説明書が提出されたときは、当該追加説明書を申請書等の一部として前三項の規定による審査を行うこと。

(i) 当該不明確な点について追加説明書の提出を求める旨

(ii) 追加説明書の提出に当たって申請書等の差替え又は訂正はすることができない旨

(iii) 追加説明書の提出期限

(iv) 適合するかどうかを決定できない旨の通知書を交付した日から追加説明書の提出を受けた日まで

の日数は、法第六条第四項、第八項、第九項及び第十二項、法第六条の二第五項及び第六項並びに法第十八条第七項、第八項及び第十一項に規定する期間に含まれない旨

四 確認審査を行っている期間中において申請者等が申請等に係る建築物等の計画を変更しようとするときは、当該確認審査に係る申請書等の差替え又は訂正は認めないこと。

第二 構造計算適合性判定に関する指針

構造計算適合性判定は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第六条第五項、法第六条の二第三項又は法第十八条第四項の規定により構造計算適合性判定の求めを受けたときは、施行規則第二条第二項各号に規定する図書及び書類が提出されていることを確かめるものとする。

3 構造計算適合性判定のための審査は、次の各号に掲げる構造計算の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 法第二十条第二号イの規定に基づき令第八十一条第二項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるもの 別表(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表(ろ)欄に掲げる図書に基づき、同表(に)欄に掲げる判定すべき事項について審査すること。

二 法第二十条第二号イ又は第三号イの規定に基づき令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの 前号及び次のイからハまでに定めるところにより行うこと。この場合において、申請又は通知の際に施行規則第一条の三第一項第一号ロ(2)ただし書(施行規則第三条の三第一項又は施行規則第八条の二第一項において準用する場合を含む。

イ)に規定する磁気ディスク等(この号において単に「磁気ディスク等」という。)の提出があったときは、別表(に)欄に掲げる判定すべき事項のうち、国土交通大臣によるプログラムの認定に当たり国土交通大臣が指定した図書以外の図書に係る判定すべき事項については、その審査を省略できるものとする。

イ 構造計算適合性判定に係る建築物の構造の種別、規模その他の条件が国土交通大臣の認定を受けた

プログラムの使用条件に適合することを確かめること。

ロ 構造計算適合性判定に係る建築物の設計者が用いた国土交通大臣の認定を受けたプログラムと同一のものを用いて磁気ディスク等に記録された構造設計の条件に係る情報により構造計算を行い、当該構造計算の結果が申請書又は通知書に添えられた構造計算書に記載された構造計算の結果と一致することを確かめること。

ハ 申請書又は通知書に添えられた構造計算書に国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる構造計算の過程について注意を喚起する表示がある場合にあつては、当該注意を喚起する表示に対する検証が適切に行われていることを確かめること。

4 前二項の規定によるほか、構造計算適合性判定の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

一 前二項の審査において、都道府県知事にあつては構造計算適合性判定のための審査を行う委員会の設置その他の適切な実施体制によつて、指定構造計算適合性判定機関にあつては原則として二名以上の構造計算適合性判定員（法第七十七条の三十五の七第一項の構造計算適合性判定員をいう。）によつて、

審査を行うこと。

二 前二項の審査において、法第六条第七項、法第六条の二第四項又は法第十八条第六項の規定により意見を聴いたときは、当該意見に関する記録を建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）第三十一条の十一第一項に規定する構造計算適合性判定のための審査の結果を記載した図書として記録すること。

三 前二項の審査において、次号に規定する場合を除き、法第六条第八項、法第六条の二第五項又は法第十八条第七項の規定により建築主事又は指定確認検査機関にその結果を記載した通知書に、次に掲げる書類を添えて、これを交付すること。

イ この指針に従って構造計算適合性判定を行ったことを証する書類

ロ 第一第四項第二号ロ(i)の規定により求められた留意事項に対する回答その他構造計算適合性判定における所見を記載した書類

四 前二項の審査において、構造計算適合性判定の求めによる構造計算が適正に行なわれたものであるかどうかを判定することができないときは、建築主事又は指定確認検査機関に対して、その旨及びその理

由を通知すること。この場合において、第一第五項第三号の規定により同号イの補正が行われたとき又は同号ロの追加説明書が提出されたときは、これらの書類を第二項の図書及び書類の一部として前二項の規定による審査を行うこと。

第三 完了検査に関する指針

法第七条第四項、法第七条の二第一項及び法第十八条第十五項（これらの規定を法第八十七条の二並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による検査（以下「完了検査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第七条第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）若しくは法第七条の二第一項の規定による完了検査の申請書の提出又は法第十八条第十四項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 施行規則第四条第一項（施行規則第四条の四の二又は施行規則第八条の二第八項において準用する場合を含む。）に規定する申請書又は通知書並びにこれに添えた図書及び書類の記載事項が相互に整合し

ていることを確かめること。

二 申請又は通知に係る建築物が、建築士法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築物又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築物である場合にあつては、施行規則別記第十九号様式による申請書の第二面又は施行規則別記第四十二号の十三様式による通知書の第二面に記載された設計者及び工事監理者が、それぞれ同法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築士又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築士であることを確かめること。

三 施行規則別記第十九号様式による申請書の第三面又は施行規則別記第四十二号の十三様式による通知書の第三面に確認以降の軽微な変更の概要が記載されている場合にあつては、施行規則第四条第一項第五号（施行規則第四条の四の二又は施行規則第八条の二第八項において準用する場合を含む。）に規定する書類（以下第三において「軽微な変更説明書」という。）が添えられていることを確かめること。

3 申請等に係る建築物等が、建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 軽微な変更説明書が添えられている場合にあつては、当該書類の内容が施行規則第三条の二に規定する軽微な変更（以下単に「軽微な変更」という。）に該当するかどうかを確かめること。

二 施行規則別記第十九号様式による申請書の第四面又は施行規則別記第四十二号の十三様式による通知書の第四面に記載された工事監理の状況、施行規則第四条第一項第二号及び第三号（これらの規定を施行規則第四条の四の二又は施行規則第八条の二第八項において準用する場合を含む。）に規定する写真並びに施行規則第四条第一項第六号（施行規則第四条の四の二又は施行規則第八条の二第八項において準用する場合を含む。）の書類による検査並びに目視、簡易な計測機器等による測定又は建築物の部分の動作確認その他の方法により、申請等に係る建築物等の工事が、施行規則第四条第一項第一号（施行規則第四条の四の二又は施行規則第八条の二第八項において準用する場合を含む。）に規定する図書（次項第三号において「確認に要した図書」という。）のとおり実施されたものであるかどうかを確かめること。

4 前二項の規定によるほか、完了検査の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

一 第二項の審査及び前項の検査において、申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合することを認めるときは、当該建築物等に係る申請者又は通知をした国の機関の長等（以下この項において「申請者等」という。）に法第七条第五項、法第七条の二第五項又は法第十八条第十六項（これらの規定を法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）に規定する検査済証を交付すること。

二 第二項の審査及び前項の検査において、申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合しないことを認めるときは、施行規則第四条の三の二（施行規則第八条の二第十項において準用する場合を含む。）次号において同じ。）又は施行規則第四条の五の二の規定に基づき、申請者等に検査済証を交付できない旨及びその理由を記載した通知書（次号において「検査済証を交付できない旨の通知書」という。）を交付すること。

三 第二項の審査及び前項の検査において、軽微な変更説明書の内容が軽微な変更に該当しないとき、申請等に係る建築物等の工事が確認に要した図書のとおりを実施されたものであるかどうかを確かめることができないときその他申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかを認めることが

できないときは、施行規則第四条の三の二又は施行規則第四条の五の二の規定に基づき、申請者等に検査済証を交付できない旨の通知書を交付し、検査済証を交付できない旨の通知書の備考欄に次に掲げる事項を記載するとともに、申請者等に対して相当の期限を定めて申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合することを説明するための書類（以下この号において「追加説明書」という。）の提出を求めること。この場合において、追加説明書が提出されたときは、当該追加説明書を申請書等の一部として第二項の規定による審査又は前項の規定による検査を行うこと。

イ 追加説明書の提出を求める旨

ロ 追加説明書の提出期限

第四 中間検査に関する指針

法第七条の三第四項、法第七条の四第一項及び法第十八条第十八項（これらの規定を法第八十七条の二及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による検査（以下「中間検査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第七条の三第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）若し

くは法第七条の四第一項の規定による中間検査の申請書の提出又は法第十八条第十七項の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 施行規則第四条の八第一項（施行規則第四条の十一の二又は施行規則第八条の二第十二項において準用する場合を含む。）に規定する申請書又は通知書並びにこれに添えた図書及び書類の記載事項が相互に整合していることを確かめること。

二 申請又は通知に係る建築物が、建築士法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築物又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築物である場合にあつては、施行規則別記第二十六号様式による申請書の第二面又は施行規則別記第四十二号の十七様式による通知書の第二面に記載された設計者及び工事監理者が、それぞれ同法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築士又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築士であることを確かめること。

三 施行規則別記第二十六号様式による申請書の第三面又は施行規則別記第四十二号の十七様式による通知書の第三面の確認以降の軽微な変更の概要が記載されている場合にあつては、施行規則第四条の八第

一項第四号（施行規則第四条の十一の二又は施行規則第八条の二第十二項において準用する場合を含む。）に規定する書類（以下第四において「軽微な変更説明書」という。）が添えられていることを確かめること。

3 申請等に係る建築物等について、検査前に施工された工事に係る建築物の部分、建築設備又は工作物の部分及びその敷地（第二号及び第四項第三号において「検査前に施工された工事に係る建築物の部分等」という。）が、建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 軽微な変更説明書が添えられている場合にあつては、当該書類の内容が施行規則第三条の二に規定する軽微な変更該当するかどうかを確かめること。

二 施行規則別記第二十六号様式による申請書の第四面又は施行規則別記第四十二号の十七様式による通知書の第四面に記載された工事監理の状況、施行規則第四条の八第一項第二号及び第三号（これらの規定を施行規則第四条の十一の二又は施行規則第八条の二第十二項において準用する場合を含む。）に規定する写真並びに施行規則第四条の八第一項第五号（施行規則第四条の十一の二又は施行規則第八条の

二第十二項において準用する場合を含む。）の書類による検査並びに目視、簡易な計測機器等による測定又は建築物の部分の動作確認その他の方法により、検査前に施工された工事に係る建築物の部分等の工事が、施行規則第四条の八第一項第一号（施行規則第四条の十一の二又は施行規則第八条の二第十二項において準用する場合を含む。）に規定する図書（次項第三号において「確認に要した図書」という。）のとおり実施されたものであるかどうかを確かめること。

4 前二項の規定によるほか、中間検査の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

一 第二項の審査及び前項の検査において、申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合することを認めた場合は、当該建築物等に係る申請者又は通知をした国の機関の長等（以下この項において「申請者等」という。）に法第七条の三第五項、法第七条の四第三項又は法第十八条第十九項（これらの規定を法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）に規定する中間検査合格証を交付すること。

二 第二項の審査及び前項の検査において、申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合しないこと

を認めるときは、施行規則第四条の九（施行規則第八条の二第十三項において準用する場合を含む。次号において同じ。）又は施行規則第四条の十二の二の規定に基づき、申請者等に中間検査合格証を交付できない旨及びその理由を記載した通知書（次号において「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」という。）を交付すること。

三 第二項の審査及び前項の検査において、軽微な変更説明書の内容が軽微な変更に該当しないとき、検査前に施工された工事に係る建築物の部分等の工事が確認に要した図書のとおりを実施されたものであるかどうかを確かめることができないときその他当該申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかを認めることができないときは、施行規則第四条の九又は施行規則第四条の十二の二の規定に基づき、申請者等に中間検査合格証を交付できない旨の通知書を交付すること。この場合において、中間検査合格証を交付できない旨の通知書の備考欄に、申請等に係る建築物等の計画を変更し、法第六条第一項、法第六条の二第一項又は法第十八条第三項の規定による確認を受ける必要があると認められる場合にあつては、その旨を記載すること。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成十九年六月二十日から施行する。

(経過措置)

2 第一及び第二の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十二号。以下「改正法」という。）

（第一条の規定による改正後の建築基準法（以下「新建築基準法」という。）第六条第一項若しくは第六条の二第一項（これらの規定を新建築基準法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は新建築基準法第十八条第二項

（新建築基準法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知がされた建築物、建築設備又は工作物について適用し、施行日前に改

正法第一条の規定による改正前の建築基準法（以下「旧建築基準法」という。）第六条第一項若しくは第六条の二第一項（これらの規定を旧建築基準法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は旧建築基準法第十八条第二

項（旧建築基準法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知がされた建築物、建築設備又は工作物については、なお従前の例による。

3 第三の規定は、施行日以後に新建築基準法第七条第一項若しくは第七条の二第一項（これらの規定を新建築基準法第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査の申請又は新建築基準法第十八条第十四項（新建築基準法第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知がされた建築物、建築設備又は工作物について適用し、施行日前に旧建築基準法第七条第一項若しくは第七条の二第一項（これらの規定を旧建築基準法第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査の申請又は旧建築基準法第十八条第五項（旧建築基準法第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知がされた建築物、建築設備又は工作物については、なお従前の例による。

4 第四の規定は、施行日以後に新建築基準法第七条の三第一項若しくは第七条の四第一項（これらの規定

を新建築基準法第八十七条の二又は第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査の申請又は新建築基準法第十八条第十七項（新建築基準法第八十七条の二又は第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知がされた建築物、建築設備又は工作物について適用し、施行日前に旧建築基準法第七条の三第一項若しくは第七条の四第一項（これらの規定を旧建築基準法第八十七条の二又は第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査の申請又は旧建築基準法第十八条第八項（旧建築基準法第八十七条の二又は第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知がされた建築物、建築設備又は工作物については、なお従前の例による。